

古岩井、天野、廣瀬、之れと殆んど同時に宣傳ビラや不種文書を撒布したる左記五名の者に於て、出動停止を命じ、謹慎せしむることにした。

然るに十二月三日、従業員代表岡田和、田中義信、小高末吉、小出多吉郎、古口定吉等が来社し、今回職首を申渡された、従業員十名を即時復職させて貰ひたいと申出で、それと同時に左記嘆願書を提出したのである。

嘆願書(原文のまゝ) 一、職首者即時復職ノ件 今職首者申渡されたる従業員代表十名に對する理由は認められ難きに就き即時復職せしめられし。

右の外五つの要求的文句を列べたものを、自治會王子支部の名前で差出した。しかし、會社は從來自治會支部の如きものを認めて居ない。斯かる嘆願書を受けた處で、返事の仕様もないから、自治會支部は従業員一同と訂正して提出する様に申し渡された。同は直ちにこれに應じ、「従業員一同」と訂正した。

依つて會社では一應協議をした結果「復職ノ件」は前述の通りの次第であるから、絶體に不可能である。即座に拒絶し、その他の五項目に對しては拾二月六日午前十時回答を約し、同は退社したのである。

然し一面には矢張り引き續き會社の悪口難言を云つたり、殆んど言語同斷な宣傳ビラを朝夕にかけて頻々亂發し、他面示威演説會見た様なものをやつて盛んに一般従業員を煽動する様な真似を續けてゐたのである。

不誠意極まる言動 會社は斯様な常軌を逸する様な行為者に對しては嚴として規則に照し將來を戒めるため、斷固たる方針が決定してゐるのであるから、前記の嘆願書の趣意と云へ、又嘆願書提出期間中に於ける彼等の行為

動から見ても、決してそれは、誠意を以て嘆願して居るものと認め得べき點が少しもなかつたので、會社は乍ら遺憾無様な不誠意な嘆願は一切受理すべき限りでないことと云ふことと、十二月六日午後三時代表に對し之れを返却したのである。爾後前日同様事實無根の事柄を捏造したビラを撒布し、又は演説會等を閉いて勝手な事を云ふて居る事は諸君御承知の通りである。然るに十二月七日午後五時従業員代表、秋田徳一、伊藤市太郎、岡正巳の三名が又々嘆願書を携へて來社した、依つて一應其の説明や意のある處を問ひ糺した處、彼等の嘆願の筋は極めて妥當にして適切であり、且つ誠意あるものと認めたるにより、これに對しては翌八日午前十時回答する旨を答へた。

再嘆願書の提出 その嘆願書と云ふのは即ち左記の様な内容である。 嘆願書(原文のまゝ) 我等ハ、溥健ナル組合主義ニ立脚シ、今回改メテ王子電車鐵道従業員ヲ代表シ、左ノ數項ニ巨ル待遇改善ヲ嘆願致シマス、就テハ、從業員ノ勤務状態ヲ改正シ、乘客ニ對シテハ、懇切ヲ旨トシ、内務ノ肅正ヲ期スル次第ニ付、何卒御諒議ノ上御決定被下度偏ヘニ御願致シマス。

一、労働組合ヲ承認致サレタシ 二、職首者ヲ復職致サレタシ 三、出勤停止者ヲ即時取消サレタシ 四、年功手當ヲ支給致サレタシ 五、被服貸與方法ヲ改正致サレタシ 六、單車ヲ廢シボギー車ヲ使用致サレタシ 七、信號手ニ精勤賞ヲ支給セラレタシ

と云ふのである。 更に八日午前十時、代表一同來社した。よつてこれと會見し、會社では、右嘆願書は充分誠意あると認むるも第二項の「職首者ヲ復職致サレタシ」とある條項は前代表者に答へたと同様、絶対に應じ難き旨を傳へたが、代表一同は解職者の

心算に同情を乞ふ旨を述べ、返すばかりであつた。前にも述べた様に會社の方針は斷じて變へることは出ない。諸君が此の復職の一項を撤回しない限りは、其の他の各項目を協議する限りでない代表者諸君が眞に一般従業員の身の上を思ふならば、寧ろ此の項目を撤回すべきではないかと懇々説明を與へた處、一同は已むなきものとして第二項「復職ノ件」は之れを撤回した。其代り職首者に同情して涙金として金一封を與へて貰ひ度いと申出たのである。

會社の回答と覺 依つて會社は爾餘の各項目に就て一々回答を與へ、同時に左記覺書を作つて調印を爲し各自一通を保有する事となつた。之れにて事件は大體に於て解決し大方針も決定したのである。

昭和二二年十二月七日従業員代表 秋田徳一、伊藤市太郎、岡正巳ニ依テ提出サレタル嘆願書ニ對シ、會社ハ本覺書ヲ以テ回答ス。尙本覺書ニ通テ作製シ、會社並ニ從業員代表ハ各一通ヲ所有ス。一、社則命令ヲ遵守スルハ勿論、從業員ノ勤務状態ヲ改正シ、其ノ内務ノ肅正ヲ期シ、乘客ニ對シテハ、懇切ヲ旨トス。二、穩健適法ナル労働組合ハ之ヲ認ム。三、解僱者ニ對シテハ、涙金給與ノ件ハ、解僱ニ際シテ厚キ支給ヲナシ、アルモ嘆願ノ次第ヲ參酌シ、特ニ金一封ヲ贈ル。四、年功手當支給ノ件ハ、協議中。近ク發表スベシ。五、被服貸與ノ件 (イ) 外套ノ使用期限ハ、現行通り。 (ロ) 適品ヲ支給ス。 (ハ) 退社ノ際最近給與シタル夏冬服及外套各一着ヲ返納スルコトニ改ム。六、車輛ノ改善ハ、會社ノ既定方針ニ依リ、之ヲ行フ。以上。

王子電氣軌道株式會社

昭和二二年十二月廿三日 運輸課

ここに於て數日來に亘る紛議も解決し、全従業員間の不安も一掃せられ、平素の勤務状態に復したるのである。

然るに十二月十二日更に従業員代表者であるとして田中義信、田爪綱利、橋本軍司の三名が會社を訪ね支配人に面會を求めた、けれども會社は既に秋田、伊藤、岡の従業員代表との間に問題は解決を告げ、覺書までも交換された後であるから、今更代表を認めるわけにゆかぬので、従業員個人として面會し、會社は秋田、伊藤、岡等を代表と認め、理由を詳細に説明し、尙覺書交換の大精神並に會社の方針等を篇と云ひ聞かせて會見を了つた。

會社今後の方針 以上の事情を初めから考へて見ると、今度の紛議は全く不良な一部従業員の煽動によつて夜常議運動に雷同し、或は不良分子に強要せられ、止むなく自省心を失つた一部少数者の紛議に過ぎず、賢實な考へを抱き、又會社の嚴然とした大方針をよく理解してゐたものは此の無智無謀な紛議から遠ざかり、安全な自己將來の立場を考へてゐたのである。

會社は現今斯様な不良分子が發生する様な場合は、斷固たる處置に相提携して眞に勞務協調の實を擧ぐる事に一路邁進する積りであるから、從業員諸君はよく此の點を了解し、平素から輕率盲動を慎み、與へられた、自己の職務並に本分に忠實にして秩序整然たる王電従業員王國を建設する様努力あらん事を望むものである。以上。

紛議の解決 然るに十二月十二日更に従業員代表者であるとして田中義信、田爪綱利、橋本軍司の三名が會社を訪ね支配人に面會を求めた、けれども會社は既に秋田、伊藤、岡の従業員代表との間に問題は解決を告げ、覺書までも交換された後であるから、今更代表を認めるわけにゆかぬので、従業員個人として面會し、會社は秋田、伊藤、岡等を代表と認め、理由を詳細に説明し、尙覺書交換の大精神並に會社の方針等を篇と云ひ聞かせて會見を了つた。

會社今後の方針 以上の事情を初めから考へて見ると、今度の紛議は全く不良な一部従業員の煽動によつて夜常議運動に雷同し、或は不良分子に強要せられ、止むなく自省心を失つた一部少数者の紛議に過ぎず、賢實な考へを抱き、又會社の嚴然とした大方針をよく理解してゐたものは此の無智無謀な紛議から遠ざかり、安全な自己將來の立場を考へてゐたのである。

會社は現今斯様な不良分子が發生する様な場合は、斷固たる處置に相提携して眞に勞務協調の實を擧ぐる事に一路邁進する積りであるから、從業員諸君はよく此の點を了解し、平素から輕率盲動を慎み、與へられた、自己の職務並に本分に忠實にして秩序整然たる王電従業員王國を建設する様努力あらん事を望むものである。以上。